

回答日 7月23日（水）

| 項番 | 項目         | 詳細                          | 質問                                                                                                                                                            | 回答                                                                                                                                                                                                                     |
|----|------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 募集要項等      |                             | 7/8にホームページにアップされた募集要項や仕様書等が変更になっておりました。今後も告知なしに変更になることはありますか。                                                                                                 | 軽微な修正は通知なしでHPに掲載しております。新しい書類等を掲載する場合はHPにて通知いたします。                                                                                                                                                                      |
| 2  | 募集要項等      | 5－(2)施設利用の許可及び制限に関する要件      | ルール及び手続手順を教えてください、申請書及び許可書等にかかる準備及び費用は指定管理者負担になりますか<br>占有許可は受付のみになっていますが、質問等の対応を教えてください                                                                       | 質問対応、ルール及び手続手順は指定管理者決定後に協議します。申請書の受付で発生する費用は指定管理料に含まれております。                                                                                                                                                            |
| 3  | 募集要項等      | 6－① 自動販売機                   | 「指定管理者は電気代の立て替え払い、釣銭やトラブル等の対応等、必要に応じて協力するものとします」とありますが、無償で対応するということでしょうか。また、ごみの処分についてはどのような対応が必要ですか。                                                          | 自動販売機の設置に係る金銭管理、ゴミの処分などを含めた維持管理は自動販売機設置事業者の責任となりますので、それらに係る費用についても自動販売機設置事業者の負担となります。                                                                                                                                  |
| 4  | 募集要項等      | 6－① 自動販売機                   | 「自動販売機の管理に関し必要な事項について、自動販売機設置業者と協議を行い、協定書により定める」とありますが、協定書の内容は指定管理者が作成して協定を結ぶということでしょうか。また、協定書を交わすことは義務付けられていますか。                                             | 指定管理者は維持管理の協力内容や費用の有無、協力方法について設置事業者と協議を行い、協議内容を定めた協定書を締結していただくことになります。なお、自動販売機設置に伴う協定書は、自動販売機設置事業者に義務付けているものであることから、指定管理者においても締結していただく必要があります。                                                                         |
| 5  | 募集要項等      | 7－（2）光熱水費の精算                | 電気代は、指定管理者が提案するのではなく3ページ記載の収支予算書に計上するガス使用料金、電気使用料金をすべての提案業者が一律に計上するというのでしょうか。各公園・児童遊園の水道使用量の積算を教えてください水道については、精算はしていただけないですか                                  | 市で設定している料金であり、提案業者が一律で計上するものではありません。電気使用料金は都市公園・児童遊園等（南側）の電気代も合わせて計上しております。公表している数量を基に積算してください。水道料金の使用料は別途公表します。精算は行いません。                                                                                              |
| 6  | 募集要項等      | 7－（3）その他 カ                  | 「客観的に見てあきらかに過剰な余剰金発生していると認められる場合は、市との協議のうえ、公益目的の達成のために還元していただきます」とありますが、その基準を提示してください。また、還元の必要はあるが、あきらかな不足の場合補填はしていただけないのでしょうか。還元のみがルール化されているという解釈でよろしいでしょうか。 | 明確な基準はございませんが、「還元」とは単なる返金というネガティブなものではなく、より施設の魅力を向上させる積極的な維持管理を行うというポジティブなものです。補填に関しては、基本協定案及び年度協定案に記載のとおり、指定管理料の変更を申し出ることでも市と協議を行ったうえで決定します。                                                                          |
| 7  | 募集要項等      | 8－（キ）指定管理者による自主事業           | キッチンカー事業は、行うことが義務づけられているものですか。                                                                                                                                | 本市が進める「行政内再分配キッチンカー事業」との連携を図ることが望ましいですが、義務ではございません。                                                                                                                                                                    |
| 8  | 募集要項等      | 18－（5）天災その他不可抗力の事態が発生した際の対応 | 天災や緊急の施設閉鎖などにより事業ができなくなった場合の指定管理料及び補償等の対応を教えてください。指定管理事業及び自主事業、スタッフの休業補償等について。                                                                                | 基本協定案及び年度協定案に記載のとおり、指定管理料の変更を申し出ることでも市と協議を行います。                                                                                                                                                                        |
| 9  | 募集要項等      | 20 添付資料一覧                   | 備品台帳、リニューアル工事の詳細、各事業の上限額の積算詳細、清掃や空調衛生設備点検及びその他各種点検の必ず行う必要のある事項についての仕様書の添付がありません。提示いただけませんか。                                                                   | 備品の一覧については別途公表または配布いたします。<br>なお、清掃や空調衛生設備点検及びその他各種点検の必ず行う必要のある事項についての仕様書については、現指定管理者から次期指定管理者へ引き継いでいただきます。                                                                                                             |
| 10 | 募集要項等      | 11－（4）④提出                   | 岸和田市中央公園等、岸和田市都市公園・児童遊園等（北側）、（南側）の3物件が公募されています。全ての物件に応募する場合、残り2つの物件の正本に添付する証明書等の書類はコピーでも大丈夫ですか                                                                | それぞれの応募につき正本が必要となります。                                                                                                                                                                                                  |
| 11 | 募集要項等      | 11－（4）④提出                   | 電子証明書も可能ですか。証明書は1カ月以内のものとなりますがいつからでしょうか。前もって準備したいと考えています。証明書は直近（令和6年度分）のものであれば認めてもらえませんか。岸和田市税の記載がありますが、登記上に属する市税の証明書の提出で大丈夫ですか                               | 電子証明書の提出も可とします。提出いただく証明書は指定管理者指定申請書（様式第1号）の申請日から1ヶ月以内に交付されたものを提出してください。<br>岸和田市税を滞納していないことの証明書として完納証明書の提出をしてください。岸和田市に対して納付義務がない場合には、納税義務がない旨の申立書の提出をしてください。                                                           |
| 12 | 募集要項等      | 11－（4）⑤                     | グループ結成協定書及びグループ委任状は任意様式となっていますが、企業名・代表印等必要最低限の記載内容を教えてください                                                                                                    | グループ結成協定書（任意様式）には構成企業間でのトラブル防止のため、企業間で取り決めされた必要な事項を記載してください。（特に市からの指定はございませんが、協定の目的、構成員の住所及び名称、代表者氏名、業務分担、責任の範囲などが想定されます。）<br>グループ委任状（任意様式）には一般的に委任状の作成年月日、委任者の住所及び名称・代表者氏名、受任者の住所及び名称・代表者氏名、委任事項等の記載および代表者の押印が想定されます。 |
| 13 | 申請書様式第1号   | 指定管理者指定申請書                  | 申請者の欄に代表者職氏名と記載されています。代表者職の記載も必要でしょうか書面に「施設名」となっていますが何を記載すればよいですか                                                                                             | 指定管理者指定申請書（様式第1号）の申請者の欄には代表者職及び代表者氏名を記載してください。指定管理者指定申請書（様式第1号）の「施設名」は公募の案件名「岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）」を記載してください。                                                                                                             |
| 14 | 申請書様式第2号   | 事業計画書                       | 岸和田市（施設名を記入）となっています。記入内容を教えてくださいグループを結成する場合、設立年月日はグループ結成日にありますからそれとも代表企業の設立年月日になりますか                                                                          | 施設名は公募の案件名「岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）」を記載してください。<br>グループを結成する場合は申請様式第2号①は各構成団体ごとに作成してください。なお、申請様式第2号②以降はグループ企業としてご記載ください。                                                                                                      |
| 15 | 申請書様式第2号②  | 業務の安全成績                     | 直近1年分（令和6年度）の成績を記載すればよろしいでしょうかグループを結成する場合はそれぞれの成績を記載する必要がありますか                                                                                                | 直近1年分の記載をお願いします。なお、グループを結成する場合、グループ結成が1年を満たない場合は各構成団体ごとに成績の記載をお願いします。グループ結成が1年を超える場合は、グループ企業の安全成績を記載ください。                                                                                                              |
| 16 | 様式第5号      | 障がい者雇用計画書                   | 障がい者雇用計画書がありますが、指定管理施設において障がい者雇用は義務づけられていますか。義務付けられているならば、障がい者雇用に対する取り決め、必要人数等を教えてください。                                                                       | 障害者雇用促進法に基づき、事業主は一定の割合で障害者を雇用する義務がありますが、必ずしも本指定管理施設に配置しなければならない義務はございません。                                                                                                                                              |
| 17 | 申請書様式第6号   | 誓約書                         | 〇〇〇と記載になっている部分についてですが、どのように表記すればよいでしょうかグループを結成した場合、グループとして誓約書を提出すればよいでしょうかそれとも、構成企業毎に必要でしょうか                                                                  | 誓約書（様式第6号）の〇〇〇と記載になっている部分は公募の案件名「岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）」を記載してください。<br>グループを結成した場合であっても、誓約書（様式第6号）はグループを構成する企業ごとに作成してください。                                                                                                  |
| 18 | 基本協定書年度協定書 |                             | 基本協定書及び年度協定書がそれぞれ（案）となっておりますが、協定を結ぶ段階で変更となる可能性があるのでしょうか。もし可能性があるなら、変更になる可能性のある箇所を教えてください。また、変更になる場合は両者協議のうえでの変更となりますか                                         | 軽微な変更の可能性はございます。指定管理者と市が協議のうえ決定します。                                                                                                                                                                                    |
| 19 | 基本協定書      | 第8条－（1）－ア                   | この指定管理物件内に有料施設はありますか                                                                                                                                          | 有料施設はございません。                                                                                                                                                                                                           |

回答日 7月23日（水）

|    |       |                                    |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                         |
|----|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20 | 基本協定書 | 第8条－（3）－ア                          | 行為許可の制限や取り決めがあれば教えてください。                                                                                                                                                    | 指定管理者決定後に別途協議します。                                                                                                       |
| 21 | 基本協定書 | 第8条－（3）－イ                          | 災害時における避難場所としての施設に関する業務について、避難場所となる施設を教えてください。また、その際に指定管理者が行う必要のある業務を教えてください。                                                                                               | 避難所となる施設は岸和田市地域防災計画をご覧ください。必要な業務については、募集要項 18その他（5）に記載のとおりです。                                                           |
| 22 | 基本協定書 | 第28条（1）保険（2）共済                     | 岸和田市で保険・共済に加入されていますが、有事の際はそれらの保険が適用されるケースを教えてください指定管理者が起因する保険は加入必須であることは認識しておりますが加入保険の内容精査したいと考えております                                                                       | 原則としてリスク分担表に記載のとおりですが、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項あるいは、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。 |
| 23 | 基本協定書 | 第31条－2                             | 「乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該業務をできなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額できるものとする」とありますが、不可抗力によって業務が行えずに減収になった場合の増額はしていただけないのでしょうか。                                         | 基本協定案及び年度協定案に記載のとおり、指定管理料の変更を申し出ることでも市と協議を行ったうえで決定します。                                                                  |
| 24 | 基本協定書 | （解釈）第42条                           | 甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない例えば、どのような事例を考えられますか                                                                                                           | 個々の解釈についての記載であり、特定の案件を例示するものではありません。                                                                                    |
| 25 | 仕様書   | 岸和田市都市公園・児童遊園等（北側）の管理及び運営に関する年度協定書 | 精算に関する市が示す通知（電気・ガス）の使用量及び使用料金の積算の詳細を教えてください                                                                                                                                 | 積算の詳細は回答しかねます。                                                                                                          |
| 26 | 仕様書   | 4－（1）－ア                            | 管理公園のうち業務委託を受けていくれている公園と委託を受けてもらえていない公園を教えてください。                                                                                                                            | 全公園に対して委託を受けてもらう予定ですが、町会の要望等により多少変動がある場合は別途協議とします。                                                                      |
| 27 | 仕様書   | 4－（1）－ア                            | 委託費の支払い金額表がありますが、いくつかの近隣公園の町会等への委託もこのルールにのって契約するのでしょうか。例えば、現状、宮ノ池公園360,000となっておりますが、必要ないということでしょうか。もし必要な場合は、契約内容、仕様書、委託料、業務履行状況等を教えてください。                                   | 現状の仕様書に是正していただく予定ですが、町会に共有等は市で行います。                                                                                     |
| 28 | 仕様書   | 4－（1）－イ                            | 「年2回、草刈りについての作業日報及び作業写真を確認後、支払うこと」となっておりますが、委託契約時に先払いしていた業務委託のルールを変更して作業確認後の支払いとすることを各町会は了承していますか。契約内容の変更を指定管理者説明したうえで契約を結ぶことになれますか                                         | 説明が必要な町会に関しましては、市が説明いたします。                                                                                              |
| 29 | 仕様書   | 4－（1）－イ                            | 「年2回、草刈りについての作業日報及び作業写真を確認後、支払うこと」となっておりますが、業務履行し報告のない場合支払いをしないとなると、契約をしていただけ町会が多数出ることが、想定されます。町会委託ができない場合、指定管理者が清掃や除草を行うとなると多額の経費が必要となると思われます。その場合の負担はすべて指定管理者が追うことになりますか。 | 清掃・除草等の経費は指定管理料に含まれております。公園の区分によって委託料を定めておりますので、委託を受けていただける町会も出てくるかと思われます。                                              |
| 30 | 仕様書   | 4－（1）－⑤－ア 都市公園・児童遊園等の利用に関する業務      | 「占用・設置許可は受付のみ行い、翌週初めに市に提出すること」とありますが、許可権限のない指定管理者が受付を行う窓口となるということでしょうか。その際は、用紙の受取だけを行えばいいのでしょうか。また、利用日が差し迫っている場合、どのような対応を考えておられますか                                          | ご認識のとおりです。用紙の受け取りを行っていただきます。利用日が差し迫っている場合は、その申請のみを早急に送付いただく等の対策を市と協議の上対応いただきます。                                         |
| 31 | 仕様書   | 4－（1）－⑥－ア 都市公園・児童遊園等の利用に関する業務      | 「古い看板及び記載内容が不明な看板は撤去すること」とありますが、古い看板や記載内容が不明な看板が設置された状態で指定管理者に引き渡されるということでしょうか。                                                                                             | 現在設置されている古い看板及び記載内容が不明な看板は現在の指定管理者が撤去します。指定管理期間中にそのようなになった際には古い看板を撤去して新しい看板を設置してください。                                   |
| 32 | 仕様書   | 5－（1）－④ 植物管理の水準                    | 「発生した枝葉は、作業当日内に所定の場所に集積」とありますが、剪定枝葉は、日をまたいで集積場に移動することは可能ですか。集積場の場所を教えてください。集積場に集まる枝葉は指定管理施設以外の物もありますか。集積した枝葉のリサイクルできない物の処分や集積場の管理は誰がどの予算で行いますか。                             | 所定の場所とは現場状況を考慮して指定管理者が決めますが、現場状況に応じて市との協議が必要な場合もございます。集積した枝葉のリサイクルできない物の処分や集積場の管理の処分費は指定管理料に含まれております。                   |
| 33 | 仕様書   |                                    | 「人員配置及び人件費積算基準」がありません。提示いただけますか。                                                                                                                                            | 人員配置基準を公表します。                                                                                                           |
| 34 | 仕様書   |                                    | 公園維持管理にかかる積算根拠になる資料はありますか。ゴミ回収及び処分の回数・費用、除草の面積・回数・費用、樹木剪定の規模、樹木数、回数、費用 など                                                                                                   | ゴミの処分の回数、樹木剪定の規模等は明確に決められておりません。現場状況を考慮した維持管理をお願いいたします。また、積算根拠は公表しかねます。                                                 |